

**立川市新学校給食共同調理場(仮称)  
整備運営事業**

**特定事業の選定**

**平成 22 年 3 月 23 日**

**立 川 市**

立川市（以下「市」という。）は、立川市新学校給食共同調理場（仮称）整備運営事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づき実施することとし、同法第 5 条の規定により実施方針を策定し、平成 21 年 12 月 22 日に公表したところである。

このたび、P F I 法第 6 条の規定に基づき本事業を特定事業として選定したので、同法第 8 条の規定により、特定事業の選定にあたっての評価の結果を公表する。

## 1 事業概要

### (1) 事業の手法

本事業の実施にあたっては、P F I 手法により実施し、ライフサイクルコストの削減を図るとともに、民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウの発揮と、献立作成や食材調達を行う市とのパートナーシップにより、より良質で効率的な給食を提供することを目的として行うものであり、次に掲げる事項を十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

- ア 維持管理業務及び運営業務については、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に適合するとともに、H A C C P（Hazard Analysis Critical Control Point）の概念を取り入れた確実な衛生管理の下で、安全でおいしい給食を提供する。
- イ 食物アレルギーを持つ児童生徒への給食の供給にも対応した施設とし、これに応じた給食の運営等システムを構築する。
- ウ 高効率の節水・節電システムなどを導入することで、省エネルギー化を図るとともに、新エネルギーの利用などにより、環境負荷の低減に配慮した施設設備等を整備する。
- エ 廃棄物（給食の残滓を含む。）の再利用・再資源化等を促進することにより、その発生を抑制し、可能な限り排出を抑制する。
- オ 事業者の業務範囲に施設等の整備及び維持管理業務のみならず、給食の運営業務（調理業務等を含む。）を加えることにより、より高いV F M（Value for money）を獲得するとともに、財政支出の削減を図る。

### (2) 事業の内容

#### ア 施設概要

- (ア) 事業用地 立川市泉町 1389 番 18（地番）他
- (イ) 敷地面積 約 8,800 m<sup>2</sup>
- (ウ) 提供食数 1 日当たり最大 7,000 食
- (エ) 対象学校 12 校（現在の共同調理場方式の小学校）
  - 第一学校給食共同調理場（7 校）  
第十小学校、けやき台小学校、南砂小学校、若葉小学校、幸小学校、大山小学校、柏小学校
  - 第二学校給食共同調理場（5 校）

第九小学校、西砂小学校、松中小学校、上砂川小学校、新生小学校

## イ 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build TransferOperate) 方式とする。

## ウ 事業期間

- (ア) 設計・建設期間 平成 23 年 1 月～平成 24 年 8 月 (1 年 8 ヶ月間)
- (イ) 開業準備期間 平成 24 年 7 月～平成 24 年 8 月 (2 ヶ月間)
- (ウ) 維持管理・運営期間 平成 24 年 9 月～平成 39 年 8 月 (15 年間)

なお、平成 39 年 9 月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見をききながら、市が事業期間内に決定する。

## エ 業務範囲

- (ア) 設計業務
  - ・設計 (建築本体設計、厨房設備設計)
  - ・設計図書の作成
  - ・設計に伴う各種申請手続き
- (イ) 工事監理業務
- (ウ) 建設業務
  - ・建設工事
  - ・厨房設備、備品等の調達・設置
  - ・工事に伴う近隣対策
  - ・建設に伴う各種申請手続き
  - ・完成図書の作成
  - ・施設の引渡し
- (エ) 開業準備業務
- (オ) 維持管理業務
  - ・建築物保守管理業務
  - ・建築設備保守管理業務
  - ・外構等保守管理業務
  - ・厨房設備保守管理業務
  - ・清掃業務
  - ・警備業務
- (カ) 配送・回収業務
- (キ) 運営業務
  - ・調理等業務
  - ・衛生管理業務

- ・洗浄・残菜等処理業務
- ・運営備品等の調達業務

## オ 事業者の収入

- (ア) 建設一時支払金
- (イ) 割賦料
- (ウ) 委託料

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的な考え方

市は、市自らが本事業を実施する場合に比較して、民間事業者が実施することにより、効率的かつ効果的に実施されると認められる場合に、本事業を特定事業として選定する。具体的には、以下について評価を行う。

- ア 市の財政負担見込額による定量的評価
- イ P F I 事業として実施することの定性的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

### (2) 市の財政負担見込額による定量的評価

#### ア 市の財政負担額算定の前提条件

本事業を市自らが実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

#### (ア) 事業費などの算出方法

項目	P S C の費用の項目	P F I - L C C の費用の項目	算出根拠
①利用者収入などの算出方法	—	—	
②施設整備業務にかかる費用の算出方法	建設費 設計・監理費 調理備品費(初期) 配送車両費	建設費 設計・監理費 調理備品費(初期) 配送車両費 建中金利 開業準備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P S C の費用は施設基本設計に基づき設定</li> <li>・P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。</li> </ul>
③運營業務にかかる費用の算出方法	人件費 調理備品費(更新) 配送委託費 事務経費等	人件費 調理備品費(更新) 配送委託費 事務経費等 S P C 経費等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P S C の費用は既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定。</li> <li>・P F I - L C C の費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮</li> </ul>

項目	P S Cの 費用の項目	P F I - L C C の費用の項目	算出根拠
			減が実現するものとして設定。
④維持管理業務 にかかる費用 の算出方法	光熱水費 燃料費 点検・補修費 その他	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P S Cの費用は既存給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定。</li> <li>・ P F I - L C Cの費用は市自らが実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定。</li> </ul>
⑤資金調達にか かる費用の算 出方法	交付金 一般財源 起債	建設一時支払金 資本金 借入金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P S Cの起債は基準金額から交付金を控除した額に対し 75%を充当、償還期間 15 年（据置 2 年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定。</li> <li>・ P F I - L C Cの建設一時支払金は、市に支給される交付金とそれに伴う市負担分（起債と一般財源で調達）による。資本金は、必要投資額の合計に対し事業者収益率を勘案して最適となるよう設定。また、借入金は償還期間 15 年、利率はプロジェクトファイナンスの近年動向を踏まえて設定。</li> </ul>
⑥その他の費用	—	アドバイザー費 モニタリング費 事業者収益等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P F I - L C Cについては、P F I 事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費、S P Cの収益などを計上。</li> </ul>

## (イ) V F M検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	4.0%	・費用対効果分析等において一般的に適用されている値を踏まえて設定
②物価上昇率	—	・物価変動しない場合のV F Mが算定対象
③リスク調整値	—	・公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

## イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、市自らが実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、以下のとおりである。

## P S CとP F I - L C CとV F Mの値

項目	値	備考
①P S C（現在価値ベース）	5,774 百万円	・交付金を控除済み
②P F I - L C C（現在価値ベース）	4,988 百万円	・交付金、税収を控除済み
③V F M（金額）	786 百万円	・①－②
④V F M（割合）	13.6%	・③÷①

### (3) PFI事業として実施することの定性的評価

本事業をPFI方式により実施する場合、市の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### ア 給食サービスの向上

本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、当該敷地の有効活用や効率的かつ効果的な作業環境の創出が期待できる。これにより、食の安全の確実かつ継続的な確保や食育環境の改善等、さらなる給食サービスの向上が期待できる。

#### イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

#### ウ 財政の平準化

本事業に必要な費用を15年間にわたる維持管理及び運営期間を通してサービス対価を毎年一定額払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

### (4) 事業者に移転するリスクの評価

PFI事業として実施する場合は、市自らが実施する場合に市が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施する。

これらの移転リスクは、事業者が、市よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

### (5) 総合的評価

本事業は、PFI事業として実施することにより、市が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、約14%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク負担も期待することができる。

したがって、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認められるため、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。

## 3 本事業に関する問合せ先

本事業に関する問合せ先は、次のとおりとする。

- (1) 担当部署 立川市教育委員会教育部学校給食課
- (2) 住 所 〒190-0033 東京都立川市一番町4丁目55番地の2  
立川市第二学校給食共同調理場内
- (3) 電 話 (042)523-2111（代表）（内線249）

- (4) F A X (042)531-5732
- (5) 電子メールアドレス gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp
- (6) ホームページアドレス <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>